

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止	（長寿社会政策課）	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	（障害福祉課）	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	（同）	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	（同）	二
○知事指定薬物の指定の失効	（薬務課）	二
○道路の区域変更（四件）	（道路課）	二
○道路の供用開始（三件）	（同）	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	四
○市街地再開発事業の規準及び事業計画変更の認可	（同）	四
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定（二件）	（障害福祉課）	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	（同）	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退	（同）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	六
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		六

ページ

告 示

○宮城県告示第九百八号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業者の名称等

事業者の名称	株式会社笑美	介護保険事業所番号	○四七二四〇〇五二二	サービスの種類	居宅介護支援	事業所の名称及び所在地	ほほえみケア 亘理郡亘理町逢隈田沢字鈴 木堀五十九番地四
--------	--------	-----------	------------	---------	--------	-------------	------------------------------------

二 指定の効力の停止の内容

新規利用者の受入れ停止

平成二十八年十一月一日から平成二十九年一月三十一日まで

三 停止の期間

○宮城県告示第九百九号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十八年五月十九日次の者を指定した。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
林 永祥	内 科	公益財団法人 宮城厚生協会	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号
西條 聡	循環器内科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町一丁目七番二十四号
木村 啓二	内 科	公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
玉井 洋	内 科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一番六号
増田 和也	内 科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町一丁目七番二十四号

玉井 信眼	科	医療法人盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一番六号
-------	---	----------------	------------------

○宮城県告示第九百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
杵淵 忠司	リハビリテーション科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四番一
吉田 和哉	外科	登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七十四番一	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
篠原 大輔	内科	しのはらくクリニック	登米市野山町西野字西野前二百二番一	医療法人社団ヱリタス利府往診クリニック	宮城県利府町花園一丁目一番一
峰村 出	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
菅原 知広	内科	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十三番四号	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一

○宮城県告示第九百十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 峰成	神経内科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一

石井 宗彦	内科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
加藤 貴志	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地

○宮城県告示第九百十二号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 失効する知事指定薬物の名称
化学名 N-(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ-N-(1-フェネチル)ピペリジン-4-イル)アセトアミド及びその塩類（通称名：O c c e n t a n i l 又はA-3217）
- 二 失効の理由
当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
- 三 指定の効力が失われる日
平成二十八年十一月十一日

○宮城県告示第九百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	前	後
登米市東和町米川字北上沢一七二番一地从	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	八・〇	七〇・二
	一一・八	

同市東和町米川字北上沢一七二番六地先
で

後	九・六 四二・六	七〇・二
---	-------------	------

○宮城県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四五六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
登米市東和町米川字東綱木三八二番一地从前	同市東和町米川字東綱木三八二番一地从先	後	前	二五・〇 四〇・六	一六・四 二五・〇	六一・三	六一・三

○宮城県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
-------	-----------------	-----------------	-----------------	----

登米市米山町字善王寺朝来下一三九番八地先から
同市米山町字善王寺中新田二八番二地先まで

後		前		上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
B	A	B	A	
九・九 四一・二	七・三 一七・六	一三・七 三二・四	七・三 一七・六	七五四・八 一四三・九 七五四・八
六八一・八	七五四・八			

○宮城県告示第九百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 東和薄衣線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)	
登米市東和町錦織字洞山三七番一地从先	同市東和町錦織字洞山三八番一地从先	後	前	二九・〇 八一・〇	二三・八 四三・二	三一八・四	三一八・四

○宮城県告示第九百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市東和町米川字北上沢一七二番一地从先から 同市東和町米川字北上沢一七二番六地从先まで	平成二十八年 十一月八日

○宮城県告示第九百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	登米市追町佐沼字西館三二番七地从先から 同市追町佐沼字西館二九番五地从先まで	平成二十八年 十一月八日

○宮城県告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四五六号	登米市東和町米川字東綱木三八二番一地从先から 同市東和町米川字東綱木三八二番一地从先まで	平成二十八年 十一月八日

○宮城県告示第九百二十号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・五・一八七号名取駅閉上線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定により、市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 再開発会社の名称
- 多賀城駅北開発株式会社

- 二 市街地再開発事業の種類及び名称
- 仙塩広域都市計画事業多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業

- 三 事業施行期間
- 平成二十六年三月二十八日から平成二十八年十月三十一日まで

- 四 施行地区

多賀城市中央二丁目九十一番一、百十八番一の一部、百十八番八の一部、百十八番九の一部、百十八番十二の一部、百二十九番一の一部、百三十番一の一部、百三十一番一の一部、百三十三番一の一部、百三十三番三の一部、百三十三番五の一部、百三十三番七の一部、百三十三番八から十まで、百九十一番一の一部、百九十三番三の一部、百九十三番七の一部、二百七番一の一部、二百十七番二の一部、二百二十三番三の一部、二百二十三番四、二百二十三番六の一部、二百二十七番一の一部、二百二十七番三の一部、二百二十七番四の一部、二百二十八番一、二百二十九番一、二百二十九番三の一部、二百二十九番四の一部、四百六十番、四百六十一番の一部及び四百六十二番の一部

- 五 事務所所在地

多賀城市東田中二丁目四十番三十二一十二号

- 六 施行認可の年月日

平成二十六年三月二十八日

- 七 変更の内容

公 告

- 1 事業施行期間の終期を平成二十八年十二月三十一日に変更する。
- 2 事務所の所在地を多賀城市中央二丁目四番三号に変更する。
- 八 規準及び事業計画の変更認可の年月日
平成二十八年十月三十一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人寶樹会仙塩利府病院	宮城県利府町青葉台二丁目二一〇八	平成二十八年十月一日
薬局うみかぜ号	石巻市穀町六一十七	平成二十八年十月一日
つばさ薬局松陽台店	塩竈市松陽台二丁目十六一	平成二十八年十月一日
アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山山王十三一	平成二十八年十月一日
ほほえみ調剤薬局	大崎市古川小稲葉町三一四十八	平成二十八年十月一日
アイセイ薬局明石台店	黒川郡富谷町明石台六丁目一二十	平成二十八年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あいあい薬局	岩沼市中央二一四一三	平成二十八年九月一日
薬局うみかぜ号	石巻市穀町六一十七	平成二十八年九月一日
光ヶ丘調剤薬局	登米市迫町佐沼光ヶ丘五十一一	平成二十八年九月一日
つきのき駅南薬局	柴田郡柴田町槻木上町二一六一二	平成二十八年九月一日
はしかみ調剤薬局	気仙沼市長磯牧通九十八一	平成二十八年九月一日
薬局そよかぜ号	石巻市穀町二一十八	平成二十八年十月一日
めでしまの郷オレンジ薬局	名取市愛島笠島野田三十八一四	平成二十八年十月一日
アイセイ薬局多賀城山王店	多賀城市山王字中山山王十三一	平成二十八年十月一日
アイセイ薬局明石台店	黒川郡富谷町明石台六一一二十	平成二十八年十月一日
リズム調剤薬局白石蔵王店	白石市鷹巣東三一八一三十五	平成二十八年十一月一日
とよま薬局	登米市登米町日野渡内ノ目三百二十九一	平成二十八年十一月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

変更前	名 称	所 在 地
みらい調剤薬局		
変更後	青葉の杜薬局 築館店	栗原市築館源光四一四十六

変更前	コスモス薬局	栗原市志波姫新原百四十二
変更後	青葉の杜薬局 志波姫店	
変更前	フレンド薬局石巻	石巻市蛇田字西道下百八十一
変更後		石巻市わかば二一三二
変更前	リフレ薬局上桜木店	黒川郡富谷町上桜木二一三二
変更後		富谷市上桜木二一三二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
つばさ薬局松陽台店	調剤	塩竈市松陽台二丁目十六一	平成二十八年六月二十六日
アイセイ薬局多賀城山王店	調剤	多賀城市山王字中山王三三一一	平成二十八年九月三十日
アイセイ薬局明石台店	調剤	黒川郡富谷町明石六丁目一―二十	平成二十八年九月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 簡易型放射線量測定器 二十四セット
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十月三十一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田一番一号
- 五 落札金額 三千二百四十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年九月十六日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成二十八年十一月八日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成二十八年十一月十六日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 平成三十年度（平成二十九年実施）教員採用選考方法について

第三号議案 平成三十年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

第四号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―三六一一）